

多賀城市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した収入事務監査（定期監査）結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年3月26日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 実施した監査の対象及び範囲
 - (1) 都市計画課 平成29年度市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料
 - (2) 道路公園課 平成29年度多賀城駅南口駅前広場駐車場使用料
 - (3) 地域コミュニティ課 平成29年度市民活動サポートセンター使用料

- 2 監査結果の報告日 平成29年11月30日

- 3 措置状況の報告があった日
 - (1) 都市計画課 平成30年3月20日
 - (2) 道路公園課 平成30年1月12日
 - (3) 地域コミュニティ課 平成30年1月12日

- 4 監査結果の報告内容及びそれに対する措置状況
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 収入事務監査(定期監査)
- 2 監査の対象 平成29年度市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料
- 3 監査実施日 平成29年10月23日
- 4 監査対象部署 都市計画課
- 5 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■公金払込の方法について</p> <p>使用料の徴収事務が私人へ委託されているが、受託者が収納金を金融機関に払込する際に、市が発行した納入通知書を用いて払込を行っていた。多賀城市会計規則第34条第2項によると、払込は公金払込書を用いることとなっている。同規定に沿って適切な方法により払込をして頂きたい。</p>	<p>指摘事項とされた本件については、公金払込書を使用する場合、金融機関の窓口で現金を持込むことになるが、市営住宅使用料は毎月2千万円以上の現金を取り扱うこととなり現実的ではない。</p> <p>このことについては、当課のみの問題ではなく、全庁的な事案であることから、会計課と協議しており、現状に沿った形に会計規則を改正する方向で調整している。</p>
2	指摘事項	<p>■歳入調定について</p> <p>使用料の歳入調定が年度当初に年額分の金額で行われている。使用料の額については、多賀城市長が月額を決定しているものであり、年額を決定しているものではないため、年額分の使用料を年度当初に一括して歳入調定を行うことは適切ではない。歳入調定の金額及び時期について、改善を図られたい。</p>	<p>指摘事項とされた本件については、年度当初に使用料年額分の決定行為を行ったうえで、年額分の歳入調定を行うよう改善します。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 収入事務監査(定期監査)
- 2 監査の対象 平成29年度多賀城駅南口広場駐車場使用料
- 3 監査実施日 平成29年10月16日
- 4 監査対象部署 道路公園課
- 5 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■公金払込の方法について 使用料の徴収事務が私人へ委託されているが、受託者が収納金を金融機関に払込する際に、市が発行した納入通知書を用いて行っていた。多賀城市会計規則第34条第2項によると、払込の際には公金払込書を用いることとなっている。同規定に定められた方法に従い、適切に払込をして頂きたい。</p>	平成29年11月1日より多賀城市会計規則に定められた方法に従い払い込み処理を行っています。
2	指摘事項	<p>■収納事務の委託に関する契約事務について 収納事務の委託契約について、契約締結に係る決裁区分を建設部長決裁としている。多賀城市会計規則第33条第2項では、市長の決裁を受けなければならないと規定されていることから、同規定に基づいて適切に契約事務を執行して頂きたい。</p>	多賀城市会計規則をよく理解し、今後の委託事務を執行する際には適切に処理を行います。
3	指導事項	<p>■収納事務の委託に係る公表について 使用料の収納事務が私人へ委託されていることについて、多賀城市会計規則第33条第2項に規定されている「市の広報誌等による公表」が行われていない。同規定に基づき適切に公表を行って頂きたい。</p>	多賀城市ホームページの多賀城駅南口駅前広場駐車場利用案内ページ内で公表を行いました。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 収入事務監査(定期監査)
- 2 監査の対象 平成29年度市民活動サポートセンター使用料及び電気等使用者実費徴収金
- 3 監査実施日 平成29年10月31日
- 4 監査対象部署 地域コミュニティ課
- 5 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■歳入調定の時期について</p> <p>使用料の公金払込に対して歳入調定が遅延して行われているため、収入金額が調定金額を上回っている状況が常態化している。歳入調定の時期について改善を図って頂きたい。</p>	<p>指摘事項とされた本件については、会計課と相談の上、会計規則に沿った運用となるよう改善を図っていくこととする。これまでは月ごとに歳入調定を行っていたが、市民活動サポートセンター職員と調整し、まずは週に1回調定を行うように歳入調定の時期を修正する。</p>
2	指摘事項	<p>■歳入調定変更の時期について</p> <p>使用料の還付を行った際に、これに伴う歳入の減額調定が遅延して行われている。多賀城市会計規則第13条によると、過誤等の事由により調定の変更等の必要があるときは直ちに歳入調定決議票により調定の変更をしなければならぬとされている。同規定に基づき、還付事由が発生した場合には直ちに歳入の減額調定をして頂きたい。</p>	<p>指摘事項とされた本件については、使用料の歳入調定を週ごとに行うことにより、還付が発生した際も速やかに歳入の減額調定を行うことが出来るよう改善する。</p>
3	指摘事項	<p>■公金の払込について</p> <p>電気等使用者実費徴収金の払込については、1か月分をまとめて月1回行われている。多賀城市会計規則第18条第1項によると、特別の事情がある場合をのぞくほか、直接収納した現金を当日または翌日に払い込むことになっている。同規定に沿って、適切な時期に払込をして頂きたい。</p>	<p>指摘事項とされた本件については、会計課と相談の上、会計規則に沿った運用となるよう改善を図っていくこととする。これまでは月ごとに公金の払込を行っていたが、市民活動サポートセンター職員と調整し、払込のために職員が事務室を離れる際の人員体制・ローテーションの見直しを行い、まずは週に1回払込を行うように公金払込の時期を修正する。</p>
4	指導事項	<p>■収納事務の委託に係る公表について</p> <p>使用料の収納事務が私人へ委託されていることについて、多賀城市会計規則第33条第2項に規定されている「市の広報誌等による公表」が行われていない。同規定に基づき適切に公表を行って頂きたい。</p>	<p>指導事項とされた本件については、12月6日に多賀城市ホームページ内の市民活動サポートセンターのページに収納事務の委託についてを公表した。</p>